

古座川町における障害者就労施設等からの物品等の調達推進に関する方針

(目的)

- 1 本町では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務等（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

(定義)

- 2 この調達方針に使用する用語は、障害者優先調達推進法における用語の例による。

(適用範囲)

- 3 本方針は、本町の全ての機関を対象とする。

(調達目標)

- 4 この調達方針において、前年度実績を上回る額を目標とする。

(調達の推進方法)

- 5 障害者就労施設等からの提供可能な物品等についての情報を全庁で共有し、障害者就労施設等への発注可能な物品等を所管課において十分検討し、発注に努める。

(調達方針及び実績の公表)

- 6 作成、または見直した調達方針及び調達した物品等の実績の概要は、町ホームページに記載する等の方法により公表する。

(調達方針に関する担当窓口)

- 7 この調達方針に関する担当窓口は、健康福祉課とする。